

令和7年12月定例会

提出議案の概要

(予算を除く)

(12月12日提案)

八代市

追加提出議案 ..... 1  
条例議案 3件（一般質問最終日提出） ..... 1

## 一般質問最終日提出議案

### 条例議案（3件）

#### 議案第132号 八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

（人事課）

人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じ、市議会議員の期末手当の支給月数を改定（年間支給月数を0.05月分引上げ）するもの

（1）令和7年度（公布の日施行（適用日：令和7年12月1日））

支給期	現 行	改定後	改定月数
6月期	1. 725月	1. 725月	—
12月期	1. 725月	1. 775月	0. 05月
合 計	3. 45月	3. 50月	0. 05月

（2）令和8年度以降（令和8年4月1日施行）

支給期	改定後（令和7年度）	改定後（令和8年度以降）	改定月数
6月期	1. 725月	1. 75月	0. 025月
12月期	1. 775月	1. 75月	△0. 025月
合 計	3. 50月	3. 50月	—

#### 議案第133号 八代市長等の給与に関する条例の一部改正について （人事課）

人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長、教育長及び議見を有する者の中から選任された常勤の監査委員の期末手当の支給月数を改定（年間支給月数を0.05月分引上げ）するもの

（1）令和7年度（公布の日施行（適用日：令和7年12月1日））

支給期	現 行	改定後	改定月数
6月期	1. 725月	1. 725月	—
12月期	1. 725月	1. 775月	0. 05月
合 計	3. 45月	3. 50月	0. 05月

（2）令和8年度以降（令和8年4月1日施行）

支給期	改定後（令和7年度）	改定後（令和8年度以降）	改定月数
6月期	1. 725月	1. 75月	0. 025月
12月期	1. 775月	1. 75月	△0. 025月
合 計	3. 50月	3. 50月	—

#### 議案第134号 八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

（人事課）

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額、通勤手当の額及び期末勤勉手当の支給月数を改定するもの

（1）八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表の改定

初任給を始め若年層に重点を置いて給料表全体を引上げ（平均3.3%引上げ。対象職員1,147人）

《施行日》公布の日（適用日：令和7年4月1日）

イ 初任給調整手当の改定

医療職給料表の適用を受ける医師に対する初任給調整手当を引上げ

※対象職員なし

《施行日》公布の日（適用日：令和7年4月1日）

ウ 通勤手当の改定

・交通用具使用者に対する通勤手当の額を引上げ

現行の「10km以上15km未満」から「60km以上」までの距離区分について200円～7,100円までの幅で引上げ

《施行日》公布の日（適用日：令和7年4月1日）

・長距離の枠を新設

現行の「60km以上」から上限を「100km以上」とし、「60km以上」の部分について5km刻みで新たな距離区分を創設

《施行日》令和8年4月1日

エ 宿日直手当の改正

勤務1回に係る支給額の限度を引上げ

※対象職員なし

オ 期末勤勉手当の改定

一般職員及び特定幹部職員の期末勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引上げ

《施行日》令和7年度分 公布の日（適用日：令和7年4月1日）

令和8年度以降分 令和8年4月1日

**【期末勤勉手当支給月数】**

			6ヶ月期			12ヶ月期			年間		
			期末	勤勉	小計	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	合計
一般職員 (再任用を除く)	令和7年度	改定前	1.25	1.05	2.30	1.25	1.05	2.30	2.50	2.10	4.60
		改定後	1.25	1.05	2.30	1.275	1.075	2.35	2.525	2.125	4.65
	令和8年度以降		1.2625	1.0625	2.325	1.2625	1.0625	2.325	2.525	2.125	4.65
特定幹部職員	令和7年度	改定前	1.05	1.25	2.30	1.05	1.25	2.30	2.10	2.50	4.60
		改定後	1.05	1.25	2.30	1.075	1.275	2.35	2.125	2.525	4.65
	令和8年度以降		1.0625	1.2625	2.325	1.0625	1.2625	2.325	2.125	2.525	4.65
再任用職員	令和7年度	改定前	0.70	0.50	1.20	0.70	0.50	1.20	1.40	1.00	2.40
		改定後	0.70	0.50	1.20	0.725	0.525	1.25	1.425	1.025	2.45
	令和8年度以降		0.7125	0.5125	1.225	0.7125	0.5125	1.225	1.425	1.025	2.45

※特定幹部職員：市長公室長、部長、議会事務局長及び総括審議員の職にある職員

※再任用職員：高齢者雇用の推進等のため、60歳以後の退職者のうち改めて採用された職員

**(2) 八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正**

**ア 給料表の改定**

特定任期付職員の給料表を一般職員との均衡を基本に引上げ(平均改定率3.

3%引上げ。対象職員1人)

《施行日》公布の日 (適用日：令和7年4月1日)

**イ 期末勤勉手当の改定**

特定任期付職員の期末勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引上げ

《施行日》令和7年度分 公布の日 (適用日：令和7年4月1日)

令和8年度以降分 令和8年4月1日

**【期末勤勉手当支給月数】**

			6ヶ月期			12ヶ月期			年間		
			期末	勤勉	小計	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	合計
特定任期付職員	令和7年度	改定前	0.95	0.875	1.825	0.95	0.875	1.825	1.90	1.75	3.65
		改定後	0.95	0.875	1.825	0.975	0.90	1.875	1.925	1.775	3.70
	令和8年度以降		0.9625	0.8875	1.85	0.9625	0.8875	1.85	1.925	1.775	3.70

※特定任期付職員：高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者で任期を定めて採用された職員

(3) 八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正

ア 紙料表の改定

会計年度任用職員の給料表を一般職の職員との均衡を基本に引上げ

※対象職員 559人

《施行日》公布の日 (適用日: 令和7年4月1日)

イ 通勤手当の改定

- ・交通用具使用者に対する通勤手当の額を引上げ

現行の「10km以上15km未満」から「60km以上」までの距離区分について200円～7,100円までの幅で引上げ

《施行日》公布の日 (適用日: 令和7年4月1日)

- ・長距離の枠を新設

現行の「60km以上」から上限を「100km以上」とし、「60km以上」の部分について5km刻みで新たな距離区分を創設

《施行日》令和8年4月1日

ウ 期末勤勉手当の改定

会計年度任用職員の期末勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引上げ

《施行日》令和7年度分 公布の日 (適用日: 令和7年4月1日)

令和8年度以降分 令和8年4月1日

**【期末勤勉手当支給月数】**

		6月			12月			年間			
		期末	勤勉	小計	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	合計	
会計年度任用職員	令和7年度	改定前	1.25	1.05	2.30	1.25	1.05	2.30	2.50	2.10	4.60
	改定後	1.25	1.05	2.30	<u>1.275</u>	<u>1.075</u>	<u>2.35</u>	<u>2.525</u>	<u>2.125</u>	<u>4.65</u>	
	令和8年度以降	<u>1.2625</u>	<u>1.0625</u>	<u>2.325</u>	<u>1.2625</u>	<u>1.0625</u>	<u>2.325</u>	<u>2.525</u>	<u>2.125</u>	<u>4.65</u>	